



## 防災屋外放送設備を利用した放送ができるようになります

### 放送できる内容

- ▶市の行政情報に関すること
- ▶学校、公民館、自治会などからの連絡事項
- ▶イベントの中止など市民に影響が生じる連絡事項
- ▶放送時間 8：00～19：00
- ▶対象 市立小・中学校長、自治会長・連合自治会長、自主防災組織の長、学区単位の公共的組織・団体の長、消防団長・分団長
- ▶申込方法 「一般放送要請書」と「希望する放送内容の原稿」を事前（放送希望日の2週間前まで）にエフエムひこねコミュニティ放送㈱に提出してください。
- ▶申込開始日 9月2日(月)

### 注意点

- ▶災害時の放送や試験放送が優先されます。
- ▶放送時間は概ね1分以内で、簡潔な内容にすること。
- ▶必要な情報を放送するものとし、 unnecessary 内容を含まないこと。

- ※放送内容が、次のいずれかに該当する場合、放送をお断りします。
- (1) 私的な利用および内容
  - (2) 営利目的の利用および内容
  - (3) 政治活動および政党活動に関すること
  - (4) 宗教活動に関すること
  - (5) 公序良俗に反すること
  - (6) その他市長が不適切と判断するもの

問い合わせ先 危機管理課 ☎30-6150、FAX23-1777

